

平成19年4月

逗子市教育委員会定例会

平成19年4月19日

逗子市教育委員会

会 議 録

平成19年4月19日逗子市教育委員会4月定例会を逗子市役所5階第5会議室に招集した。

出席者

| | |
|----------------------------------------|---------|
| 委 員 長 | 小 島 裕 子 |
| 教 育 委 員 | 五十嵐 樹 |
| 教 育 委 員 | 村 松 邦 彦 |
| 教 育 委 員 | 吉 崎 久 治 |
| 教 育 長 | 村 上 裕 |
| 教 育 部 長 | 新 明 武 |
| 教 育 部 担 当 部 長 (文化・教育ゾーン担当) | 森 本 博 和 |
| 教 育 部 次 長 教育総務課長事務取扱 | 武 藤 正 廣 |
| 教 育 部 参 事 学校教育課長事務取扱 | 富 澤 義 弘 |
| 教 育 部 参 事(文化・教育ゾーン担当) 文化フォーラム館長事務取扱 | 福 田 隆 男 |
| 学 校 教 育 課 主 幹 | 柳 原 正 廣 |
| 学 校 教 育 課 主 幹 (学務担当) | 金 沢 聖 |
| 学 校 教 育 課 課 長 補 佐 | 小 泉 雅 司 |
| 生 涯 学 習 課 長 | 山 田 茂 樹 |
| 生 涯 学 習 課 主 幹 (文化財保護担当) | 竹 内 敏 春 |
| 体 育 課 長 兼 体 育 館 長 | 岩 崎 優 |

| | |
|-----------|-------|
| 教育研究所長 | 佐藤真澄 |
| 図書館長 | 川上喜久夫 |
| 図書館長補佐 | 永田寛夫 |
| 小坪公民館長 | 小俣雄司 |
| 市民交流センター長 | 小倉豊 |

事務局

| | |
|-----------|------|
| 教育総務課課長補佐 | 永島重昭 |
| 教育総務課副主幹 | 館兼好 |
| 庶務係長事務取扱 | |

開会時刻 午後 2 時 0 3 分

閉会時刻 午後 2 時 4 8 分

会議録署名委員決定 五十嵐委員、村松委員

小島委員長

会議に先立ち、傍聴の皆様をお願いいたします。傍聴に際しては、入り口に掲示されております注意事項をお守りくださるようお願いいたします。なお、教育委員会の議決により、秘密会にすべきと思われる案件が出されたときには御退場いただく場合がありますので、御了承ください。

小島委員長

定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年逗子市教育委員会4月定例会を開催いたします。

それでは会議に入ります。本日の会議日程はお手元に配付したとおりでございます。

会議規則により、本日の会議録署名委員は五十嵐委員、村松委員のお2人をお願いいたします。

これより会議日程に入ります。

日程第1「教育長報告事項」

小島委員長

次に、日程第1「教育長報告事項について」を議題といたします。

教育長、どうぞ、御報告をお願いします。

村上教育長

では、まず平成19年4月1日付けで教育部の管理職の職員の人事異動がございましたので、この場で、辞令が出た職員のみのお紹介をさせていただきます。職員は、呼ばれましたら、起立してください。

教育部次長・教育総務課長事務取扱、武藤正廣さん。教育部参事・学校教育課長事務取扱、富澤義弘さん。教育部参事・文化・教育ゾーン担当・文化プラザホール館長事務取扱、福田隆男さん。学校教育課主幹・学務担当、金沢聖さん。学校教育課課長補佐、小泉雅司さん。生涯学習課長、山田茂樹さん。体育課長兼市立体育館長、岩崎優さん。小坪公民館長、小俣雄司さん。沼間公民館長、新井民夫さん。本日欠席です。市民交流センター長、小倉豊さん。以上、異動管理職の御報告及び紹介をさせていただきました。

続きまして会議報告に移ります。平成18年度末3月29日、午後3時より、藤沢合同庁舎におきまして第4回湘三管内教育長会議が開かれ、2つの議題について報告がございました。1点目につきましては、平成18年度末、19年度初めの人事について、2点目は退職

校長の雇用についてであります。平成18年度3月31日付け及び平成19年4月1日付け教職員人事の概要につきましては、3月31日付け校長退職者が27名で、昨年の15名をはるかに超えております。このうち定年退職は22名で、昨年の倍となっております。したがって、必然的に校長昇進者も多く、小学校の21名を含む29名が昇任いたしました。校長の最年少は小・中とも51歳で、平均は小学校54.5歳、中学校54.9歳です。退職校長の校長在任平均年数は、小学校6年4カ月、中学校は8年4カ月となっております。

続いて教頭人事につきましては、3月31日付け退職者が定年退職12名を含め、今年14名で、これもまた昨年の11名を超えております。教頭昇任者は41名で、昨年度は30名でした。一般教職員の人事につきましては、3月31日付け定年退職者は3月31日で93名、昨年度は59名でした。これ以外に勸奨退職者及び自己都合の退職者も多く、99名。合わせて192名が退職いたしました。湘三管内の異動につきましては、湘三管内の異動というのは、逗子から葉山、逗子・葉山同士の人事異動でございますが、逗子が一番多く、5名が他市から迎え、1名が葉山に出ております。

議題の2つ目は退職校長の再雇用ですが、管内17名の退職校長が教育関係機関に雇用されました。本市退職者は希望いたしませんでしたので、雇用はありません。

以上、あと、議題は2点でしたけれども、情報交換といたしまして、さまざまな新しい昇給制度、事故・不祥事の再発防止と、それから教員志望者のための実践力の向上にはどうしたらいいか等々、情報交換をいたしました。

以上、平成18年度湘三管内第4回の教育長会議の報告です。続きまして議会の方を部長の方にお願いたします。

新明教育部長

それでは、平成19年逗子市議会第1回定例会及び第2回臨時会の審議等概要について御報告させていただきます。

まず、市議会第1回定例会の審議等概要につきましては、先月3月22日の教育委員会定例会において3月19日の本会議までの審議等概要について御報告させていただきましたので、本日はその後の審議概要等について御報告をさせていただきます。市議会第1回定例会は3月19日の本会議後、3月23日に本会議が開催されまして、議案第15号逗子文化プラザホール条例の一部改正について、また議案第16号平成18年度一般会計補正予算（第8号）及び議案第21号平成19年度一般会計予算ほか4特別会計の表決が行われまして、議案第15号逗子文化プラザホール条例の一部改正、また議案第21号平成19年度一般会

計予算については、予算特別委員会と同様、一般会計予算については岩室議員ほか1名から文化プラザホール事業運営費中、ホール事業事務委託料500万円を初めとする2,220万9,000円を減額する修正案が提出されまして、採決の結果、当該修正案は賛成少数により否決され、また原案については賛成多数により可決されております。このほか、議案第22号国民健康保険事業特別会計予算及び議案第23号老人保健医療事業特別会計予算については賛成多数により可決、議案第24号介護保険事業特別会計予算及び議案第25号下水道事業特別会計予算については全会一致をもって可決されたほか、陳情審査の結果の報告等が行われ、閉会となっております。以上が平成19年市議会第1回定例会の審議等概要であります。

引き続きまして、市議会第2回臨時会の審議等概要について御報告させていただきます。市議会第2回臨時会は、会期を4月11日の1日を会期として開催されまして、議案第31号として公共公益施設整備協力費659万9,000円の納入に伴う当該基金への積み立てを行う一般会計補正予算(第9号)及び市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認が行われたほか、議員選出の監査委員の選任、副議長の選挙、常任委員の選挙等の審議が行われました。その結果、専決処分については2件とも全会一致をもって承認されたほか、議員選出の監査委員には原口議員が、副議長には毛呂議員が選任されております。また、教育民生常任委員会の委員には、田中議員、原口議員、高谷議員、長島議員、橋爪議員、菊池議員、須田議員が選任されまして、市議会第2回臨時会は閉会いたしております。

以上が市議会第1回定例会及び第2回臨時会の審議等概要であります。以上で報告を終わらせていただきます。

小島委員長

ありがとうございました。本件について御質疑、御意見ございますか。

五十嵐委員

先ほどたくさんの方の定年退職の方がいらっしゃるというような御報告を受けましたけれども、一般的な企業とか行政の方と、また教員の皆さんというのはカーブが違うように思うんですが、その辺、先々のここ何年かの動向というのは、どういうふう把握されておりますか。

村上教育長

よく言われる、今、団塊の世代の退職が本年度から3カ年にわたって大変な数が退職対象者になります。つきまして、それなりの新規採用、任命権者である神奈川県教育委員会の方は、本年度より大学と提携するなどして新採用獲得と。各県とも団塊世代の退職者のあまり

の多さに、各県とも教員不足が深刻な問題となってきますので、社会人とか今、臨任をやっている方及び教員を志望される、意欲のある方等の採用に対する対策ということを講じております。神奈川県も600名の採用をいたしますが、最終的に辞退者が、大変多くの方が本年度も辞退しております。というのは、神奈川県と例えば宮城県なら、最初に神奈川県の方が発表になると、で、宮城県の方が後から採用報告が来ますと、神奈川県を辞退すると。そういう事例がかなり多く見られるという傾向にあります。そういうものにも応ずるような対応としての採用計画を神奈川県は持っておりますが、県が任命権者ですので、私どもは本務者のきちとした充足をいたすような対応というものを県に求めています。以上です。

小島委員長

ほかにいかがですか。よろしいですか。

では、ほかにないようですので、教育長報告事項について終わります。

日程第2「報告第6号教育委員会職員の人事について」

小島委員長

日程第2「報告第6号教育委員会職員の人事について」を議題といたします。

事務局より御報告をお願いいたします。

武藤教育部次長

それでは、報告第6号教育委員会職員の人事につきまして御報告申し上げます。

教育委員会職員の人事異動につきましては、先ほど教育長の報告事項で御紹介をさせていただきましたが、教育委員会職員の人事につきまして急施を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長の臨時代理により行いましたので、同条第2項の規定に基づき御報告し、承認をお願いするものでございます。以上で報告を終わります。よろしくをお願いいたします。

小島委員長

本件について御質疑、御意見はございますか。

特によろしいですか。では、御質疑、御意見ないようですので、本件について承認することによってよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

では、御異議ないようですので、本件を承認することに決定をいたしました。

日程第3「報告第7号県費負担教職員の任免の内申について」

小島委員長

続きまして、日程第3「報告第7号県費負担教職員の任免の内申について」を議題といたします。

事務局より御報告をお願いいたします。

金沢学校教育課主幹

それでは、報告第7号県費負担教職員の任免の内申につきまして御報告させていただきます。ページ1枚めくっていただきまして、次のページを参照してお開きください。

平成19年度人事異動対象者名簿、もう1枚めくっていただきますと、平成18年度退職者と管内・管外の異動者となっております。いずれも県費負担教職員の任免の内申につきましては、急施を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり教育長の臨時代理により行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。以上でございます。

小島委員長

本件について御質疑、御意見ございますか。

特にないでしょうか。では、御質疑、御意見ないようですので、本件について承認するというところでよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

では、御異議ないようですので、本件を承認することに決定をいたしました。

日程第4「報告第8号逗子市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正について」

日程第5「報告第9号逗子市教育委員会職員勤務評定規程の一部改正について」

小島委員長

では、日程第4「報告第8号逗子市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正について」、続きまして日程第5「報告第9号逗子市教育委員会職員勤務評定規程の一部改正について」、この2件を一括議題といたします。

事務局より御報告をお願いいたします。

武藤教育部次長

それでは、報告第8号、報告第9号について、2件一括御報告申し上げます。

報告第8号逗子市教育委員会の職名に関する規則の一部改正について、報告第9号逗子市

教育委員会職員勤務評定規程の一部改正については、急施を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、それぞれ別紙のとおり教育長の臨時代理により行いましたので、同条第2項の規定に基づき御報告し、承認をお願いするものでございます。

今回の改正は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、逗子市教育委員会職員の職名に関する規則においては、別添の資料のとおり、職員の職名の改正を行うとともに、市民交流センターの新設に伴い、市民交流センター長の項を加えるほか、逗子市教育委員会職員勤務評定規程については、助役を副市長に改正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

小島委員長

ありがとうございました。本件について御質疑、御意見ございますでしょうか。

ございませんか。では、御質疑、御意見ございませんので、これより表決に入りますが、表決は1議題ずつ行います。

まず、報告第8号について承認するというところでよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

では、御異議ないようですので、承認することに決定をいたしました。

続きまして、報告第9号について承認するというところでよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議ないようですので、承認することに決定をいたしました。

日程第6「報告第10号逗子市社会教育指導員設置規則の廃止について」

小島委員長

次に、日程第6「報告第10号逗子市社会教育指導員設置規則の廃止について」を議題といたします。

事務局より御報告をお願いいたします。

山田生涯学習課長

日程第6報告第10号逗子市社会教育指導員設置規則の廃止について御報告いたします。

逗子市教育委員会の所管に係る逗子市社会教育指導員設置規則の廃止につきましては、急施を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づきまして別紙のとおり教育長の臨時代理により行いましたので、同条第2項の規定

に基づきまして本日御報告をし、御承認をお願いするものです。

今回の廃止理由につきましては、平成17年度に実施されました行政評価市民会議において、社会教育指導員事業が不要との作業結果が報告されたため、事業の見直しを行った中で、生涯学習課の職員である社会教育主事により対応することとしたため、当該事業を廃止した結果、逗子市社会教育指導員設置規則を廃止したものです。以上で報告を終わります。よろしくお願いたします。

小島委員長

本件について御質疑、御意見はございますか。

ございませんか。では、特にないようですので、本件について承認するというところでよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議ないようですので、承認することに決定をいたしました。

日程第7「報告第11号逗子市教育委員会事務分掌規則の一部改正について」

小島委員長

日程第7「報告第11号逗子市教育委員会事務分掌規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局より御報告をお願いいたします。

武藤教育部次長

報告第11号逗子市教育委員会事務分掌規則の一部改正について御報告申し上げます。

逗子市教育委員会の所管に係る逗子市教育委員会事務分掌規則の一部改正については、急施を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり教育長の臨時代理により行いましたので、同条第2項の規定に基づき御報告をし、承認をお願いするものでございます。

今回の改正は、別添の資料のとおり、附則第11項について、平成18年度実施しました逗子都民リターン支援事業の廃止に伴い、当該事務に係る規定を削除するとともに、4月1日付けの人事異動で文化・教育ゾーン担当の教育部参事が配置されたことから、文化プラザホール、図書館、市民交流センターの文化・教育ゾーン各所管の決裁事務等における職務の明確化をさせていただくものです。以上で報告を終わります。よろしく願いたします。

小島委員長

本件について御質疑、御意見ございますか。

五十嵐委員

都民リターン事業が廃止になったことは御報告いただいてなかったかなと思うんですが、いつごろ廃止になったのか、教えていただけますか。

新明教育部長

この事業は、そもそも所管が市民部の所管でございまして、ここで逗子都民リターン支援事業といいましても、これは全庁体制をもって各部の職員が協力してやりましょうよという中での規定が、この事務分掌規則の旧規則からいいますと附則第11項で、その事務を掌理し、処理する、そのような形になっておりました。そこで、19年度、今年度予算において、それで廃止になったということの中でのこの規定を改正するというところでございます。

小島委員長

よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

では、特にないようですので、本件について承認するというところでよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

では、御異議ないようですので、承認することに決定をいたしました。

日程第8「報告第12号平成19年度逗子市奨学金受給者の給付決定について」

小島委員長

続きまして日程第8「報告第12号平成19年度逗子市奨学金受給者の給付決定について」を議題といたします。

お諮りいたしますが、本件については奨学金受給者の氏名など個人情報を取り扱うため秘密にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(全員異議なし)

では、御異議なしと認めます。秘密会といたします。よって、傍聴の皆様は申しわけございませんが、御退席をお願いいたします。

暫時休憩します。

(休 憩)

(再 開)

小島委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま、日程第 8、報告第 1 2 号について承認することに決定をいたしました。

日程第 9 「報告第 1 3 号 逗子市スポーツ振興審議会委員の任命について」

小島委員長

続きまして、日程第 9 「報告第 1 3 号 逗子市スポーツ振興審議会委員の任命について」を議題といたします。

事務局より御報告をお願いいたします。

岩崎体育課長

報告第 1 3 号 逗子市スポーツ振興審議会委員の任命について御説明申し上げます。

逗子市スポーツ振興審議会委員の任命について、急施を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり教育長の臨時代理により委員を任命したので、同条第 2 項の規定に基づき報告し、承認を求めるものがあります。

逗子市スポーツ振興審議会委員につきましては、2 月の定例教育委員会で議決をいただき、市長に対し意見の申し出を行ったところ、原案に同意する旨回答をいただきました。なお、行政機関選出の委員につきましては、人事異動により現在委員変更の事務手続を行っております。行政機関選出委員の辞任及び新委員の任命につきましては、次回以降の委員会で御承認をいただきたく予定しております。何とぞ御審議のほどよろしくをお願いいたします。

小島委員長

ありがとうございます。本件について御質疑、御意見ございますか。

では、よろしいようですので、本件について承認するということでよろしいですか。

(全員異議なし)

御異議ないようですので、承認することに決定をいたしました。

日程第 1 0 「議案第 9 号 教育長に指示する事務について」

小島委員長

続きまして、日程第 1 0 「議案第 9 号 教育長に指示する事務について」を議題といたします。

事務局より御説明をお願いいたします。

武藤教育部次長

議案第9号教育長に指示する事務について御説明申し上げます。

1件500万円以上の工事の実施につきましては、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育委員会があらかじめ指示し、教育長に臨時代理させる事務を定めるものでございます。指示期間につきましては、本日平成19年4月19日から平成20年3月31日まででございます。

平成19年度教育委員会所管の工事計画につきましては、別添のとおりでございます。よろしく願いいたします。以上で説明を終わります。

小島委員長

ありがとうございます。本件について御質疑、御意見ございますか。

特にございませんか。では、御質疑、御意見ないようですので、本件について可決することよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議ないようですので、可決することに決定をいたしました。

日程第11「その他」

小島委員長

日程第11「その他」を議題といたします。

議事として何かありますか。

柳原学校教育課主幹

平成19年度全国学力学習状況調査、小学校の氏名・番号対照方式の導入について御報告いたします。

平成19年4月24日、来週の火曜日になりますが、全国の小学校6年生及び中学校3年生を対象に実施されます全国学力学習状況調査の小学校の調査において、解答用紙に児童が記名することについて、文部科学省より個人情報保護の観点から氏名・番号対照方式を一定の条件のもとで認める旨の連絡がありました。これは4月3日にございました。氏名・番号対照方式とは、解答用紙に氏名を記入せず、学校側で記入された個人識別番号と個人とを一致させる対照表を作成することで、外部には個人が特定できないようにし、個人情報を保護するものです。中学生の解答用紙にはあらかじめ個人識別番号が打ってありますので、個人名を記入する必要はございません。文部科学省が定める一定の条件というものは、市町村の個人情報保護運営審議会等個人情報にかかわる機関及び組織より個人名の記入について指摘

があった場合、あるいは都道府県、市町村等で独自に実施している学力調査等において既に氏名・番号対照方式等を導入している場合、かつ氏名・番号対照方式を導入した場合、学校現場での混乱を招くことなく実施できる。こういう条件のもとで認めるというものでした。

このことにつきまして平成19年4月6日に開催されました本市の個人情報保護運営審議会に諮りましたところ、解答用紙への記名について、まず第1に、本市の個人情報保護に関する基本的な考え方として、個人が特定できるような情報は極力出さない。また個人情報を出す場合に、代替手段が考えられるならば、それを実施するという基本的なスタンスであるということから、以下の2点が指摘されました。今回行われる全国学力状況調査のうち、教科、国語・算数の調査以外に質問紙調査がございます。児童の生活や学習環境、それから学習習慣等を問う質問紙調査があるのですが、個人情報に当たる質問紙調査の項目に予備調査において不適切と指摘されたことがあったにもかかわらず、今度実施される質問紙項目自体がまだ明らかになっていないという点。それから、今回の学力学習状況調査では、この質問紙調査を含め、どのような個表が結果として児童に返却されるか明確にされていない。また、記名された解答用紙等がどのように処理されるのかが説明されていないということで、学校や市町村、県・国の全体の傾向をつかむための質問紙であるならば、記名でなくても構わないという判断があります。これら2点の指摘により、本市では文部科学省の定める条件の個人情報保護審議会との指摘、かつ学校現場で混乱が起こらないようにということで、この条件に当たるとして番号対照方式で実施することにいたしました。既に小学校には担当する学年の先生方及び教頭先生にこの番号対照方式について御説明をしてあります。また、全体については月曜日に行われます校長会において御報告する予定です。以上です。

小島委員長

ありがとうございました。ただいまの御報告について何か御質疑などありますか。

村松委員

これ、学力学習状況調査をした後、逗子市としてはそれをどう活用し、利用していくのか。あるいは個人にフィードバックをして、いろんな意味で指導するのかどうか。その活用方法については、いろんな意見とか議論とかというのはなされているわけですか、今。

柳原学校教育課主幹

まず、このデータがどのような形で返ってくるかということが明らかになっていませんでした。4月10日にこの全国学力学習状況調査についての説明、番号対照方式も含めて、データがどのようなものが返ってくるか、説明がございました。学校に返ってくるデータとし

ては、学校ごとの各教科の設問の正答率と全国の正答率、それから質問紙調査の項目とリンクした、例えばテレビを見ている時間が長いお子さんについては、これぐらいの正答率とか、どういう形になるかわかりませんが、そういったリンクしたクロス集計のもの、それから子供たちの生の解答の部分、解答用紙は戻ってきませんので、個表として子供たちが問1が丸だったかどうか、1と答えて丸だったかどうかとかという、生のデータも個表で返ってきます。問題そのものは回収されませんので、学校側でそれを使って4月24日以降に指導しようと思えば使うことはできます。ただ、データが返ってくるのが9月末から10月です。ですから、学校でやる場合には、手元に残ったテストの問題用紙等を使ってどうだったかということをやることができます。ただ、10月の段階で持っていったときに、全体の傾向として把握することはできませんけれども、これを例えば11月、12月、もう6年生ですから、なかなかすぐに役立つというわけにはいきません。次年度、また自校の課題としてどうかということは考えられると思います。市には、各学校の部分と逗子市のデータが戻ってきます。逗子市としては、それをもとに次年度もしくは単年度の課題の解決に向けて指導と評価の一体化等に向けてどうするかというようなことが図られると思います。県は県レベルというように、国、県、市、学校レベル、4段階に分かれて調査の結果が返ってくるという説明を受けました。

五十嵐委員

もう実施まであと1週間という段階で、随分大変な調整だなと思うんですが、保護者の皆さんに対してはどのような形で御説明差し上げているのか、お伺いしてもいいですか。

柳原学校教育課主幹

保護者の皆様には、まだこの番号対照方式のことは説明してありませんが、学校から説明していただくようにしています。それで、今回このように急になったのは、2月21日の文部科学委員会で、国会議員さんから中学校が番号なのに小学校は記名であるということで、個人を特定できる個人情報の保護に違反するのではないかという指摘がありました。文部科学省の方でもいろいろ検討してまいりまして、3月30日ぐらいに番号対照方式という話が伝わってきました。これは正式ではありませんでした。正式に文部科学省からこの番号対照方式で対応してもいいという説明があったのは4月の3日です。3日にありまして、10日に説明をするから、文部科学省の方に説明を受けに来てくださいということで10日に行つてまいりました。

五十嵐委員

それを個人情報とするのであれば、だれの持ち物かという、お子さんと保護者の持ち物のような気がするんですが、個人情報として、所持者ですよね。情報というか、その方への説明がまだの段階で、1週間前というのは非常に何か不思議な気がするんですが。テストの結果というのがどなたの持ち物か、どなたの個人情報なのかということを考えてみると、当然保護者とお子さんが持っているものじゃないかなと思うんですけども、ちょっと1週間前というのは遅いのかなという気がしますので、今後こういうことがもしあるようであれば、保護者の方にまず御説明を、むしろその保護者の方が決めるべき問題じゃないかなというふうにも、一般的には受けとめられるかなと思いますので、ぜひ御検討いただきたいなと思います。

柳原学校教育課主幹

結局、文部科学省から最終的に個人番号対照方式で許可するよという形でお返事いただいたのが16日です。

村松委員

いずれにしても、これ、全体の統計でね、それぞれ特徴が学校、市でわかると思うんですね。ですから、わかった段階で、全国、県から比べて逗子市はどこが弱いのか、何が問題なのか、個人の問題じゃなくて、学校単位でどこが問題なのかということはある程度つかんだら、それに対する対策とか指導というのはした方がいいと思うんですね。国は今、確かにいろいろな意味でいろいろと方針が変わったりなんかしておりますから、この問題については識別番号でいくということは問題ないと思うんですが、そこだけはフォローをしておいた方がいいんじゃないか。

小島委員長

ほかにいかがでしょうか。ただいまの報告についてよろしいですか。

では、ほかに議事としてお持ちでしょうか。

柳原学校教育課主幹

続きまして、逗子市立小学校及び中学校の指導力不足教員の取り扱いに関する要綱について御報告いたします。お手元に資料があると思います。

2001年(平成13年)に地方教育行政の組織及び運営に関する法律、俗に言う地教法ですけども、第47条の2が追加されて、いわゆる指導力不足に対する適切な人事上の措置をとるべきことが県費負担教職員の任命権者であります都道府県教育委員会の重要課題となっております。その対応を神奈川県としても進めていたところですよ。県費負担教職員の

服務監督権を持つ本市教育委員会におきましても、神奈川県に準じて指導力不足教員の取り扱いに関する要綱の制定を進めてまいりました。このたび逗子市立小学校及び中学校の指導力不足教員の取り扱いに関する要綱を別添のとおり平成19年4月1日付で策定し、指導力不足と認められた教員に対して研修等の必要な措置をとることができるようにいたしました。逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則では、県費負担教職員の指導力不足教員に関する必要な措置について、また内申等につきましては、教育長に委任された事務としては規定されておりませんので、指導力不足教員の申請等は所属する学校長に上げていただき、必要な措置等を講じることは、本市教育委員会の決定によることとなります。この要綱に該当する指導力不足教員の指導力向上に向けては、神奈川県教育委員会とも連携をとりながら今後進めていく所存ですので、どうぞよろしくお願いたします。以上です。

小島委員長

ありがとうございます。本件について何か御質疑、御意見ございますか。

五十嵐委員

県の方針に基づいて、多分この要綱ができたと思うんですが、逗子という地域性で、大変小さな市ですので、何か御配慮というか、特に逗子としての配慮された点というのは、中身はありますか。

柳原学校教育課主幹

まず、もし指導力不足という形であるならば、そこに至るまでの学校での指導に教育研究所並びに県の湘南三浦教育事務所から派遣されてきております教育指導員の先生方に御指導いただくなり、そういった形で、判定等に至るまでの手厚い指導を実施するという予定です。

小島委員長

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。では、このほかに何か議事がありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

では、ないようですので、その他についてこれで終わらせていただきます。

最後に、次回の定例会ですけれども、次回は5月31日、木曜日、午後3時からを予定しておりますが、決定については改めて委員に御通知いたします。

これをもちまして教育委員会4月定例会を終了いたします。ありがとうございました。